

放送改革（著作権見直し）

令和 2 年 6 月 9 日

規制改革推進室

規制改革推進会議として文部科学省に対し、以下の著作権法改正をはじめとした著作権制度の見直しを要望

1. 同時配信等の放送みなし

著作権法を改正し、放送の定義を改めるなどの手段により同時配信、追っかけ配信、見逃し配信の著作権、著作隣接権の取扱いについて、放送と同一の取扱いを行うよう措置をする。

この見直しは、既に開始されている同時配信において発生しているいわゆる「フタかぶせ」を解決するために必要である。

2. 拡大集中許諾制度

著作権法を改正し、放送、同時配信、追っかけ配信、見逃し配信、VODの著作権、著作隣接権の取扱いについて英国や北欧で導入されている拡大集中許諾制度を導入する。この見直しは、特に集中管理の進んでいる映像実演、レコード原盤、レコード実演についてアウトサイダーの権利処理を円滑化するために必要である。

3. 裁定制度

著作権法を改正し、著作権、著作隣接権に係る不明権利者の裁定制度について「相当の努力」要件を緩和するとともに、民放事業者についても供託金の免除を行うことを可能とする。放送事業者の協議が未成立の場合の裁定制度についても著作権に加え著作隣接権も対象に加えるなどの見直しを行う。

この見直しは、過去の放送コンテンツについて権利処理を容易にし、利用を促進するために必要である。

(注)

平成30年規制改革実施計画の取りまとめに当たっては、著作権法上、放送と通信の取扱いが異なることを論点として、著作隣接権の取扱いに焦点を当てた議論が行われたものの、閣議決定では、「著作権等処理の円滑化」が図られることとされており、著作権が除外されてはいない。

本会議体の投資等WGは、30年の閣議決定を踏まえつつ、氏家氏の提案、放送事業者の要望など前会議体の議論に限定せず議論を行い、著作権、著作隣接権を問わず「同時配信等の放送みなし」などの提案を行っている。